

どくりつぎょうせいほうじんのうちくさんぎょうしんこうきこう しょうがい りゆう さべつ かいしょう
独立行政法人農畜産業振興機構における障害を理由とする差別の解消の

すいしん かん たいおうようりょう かか りゆう い じこう
推進に関する対応要領に係る留意事項

だい 1 ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かつ 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい また かくしゆ
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービス又は各種

きかい ていきょう きよひ ていきょう あ ぼしょ じかんたい せいげん
機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、

しょうがいしゃ もの たい ふ じょうけん つ とう しょうがいしゃ けんりりえき
障害者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障害者の権利利益

しんがい きんし くるまいす ぼじょけん た しえんききとう りよう
を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や

かいじょしゃ つきそ とう しゃかいてきしょうへき かいしょう しゅだん りようとう りゆう おこな
介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行わ

ふとう さべつてきとりあつか しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう
れる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

しょうがいしゃ じじつじょう びようどう そくしん また たっせい ひつよう とくべつ そち
また、障害者の事実上の平等を促進し又は達成するために必要な特別の措置は、

ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの くら ゆうぐう
不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇

とりあつか せつきよくてきかいぜん そち ほう きてい しょうがいしゃ たい ごうりてきはいりよ
する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮

ていきょう しょうがいしゃ もの こと とりあつか およ ごうりてきはいりよ ていきょうとう
の提供による障害者でない者との異なる取扱い及び合理的配慮を提供等するため

ひつよう はんい はいりよ しょうがいしゃ しょうがい じょうきょうとう かくにん
に必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認すること

ふとう さべつてきとりあつか あ
は、不当な差別的取扱いには当たらない。

ふとう さべつてきとりあつか せいとう りゆう しょうがいしゃ もんだい じむ
このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を問題となる事務

じぎょう ほんしつてき かんけい しょじじょう おな しょうがいしゃ もの ふり あつか
・事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うこ

とである^{てん りゅうい ひつよう}点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点^{だい せいとう りゅう はんだん してん}

正当な理由に相当するのは、^{せいとう りゅう そうとう}障害者に対して、^{しょうがいしゃ たい}障害を理由として、^{しょうがい りゅう}財・サービス^{がい}や各種^{かくしゅきかい}機会の提供^{ていきょう きよひ}を拒否するなどの取扱い^{とりあつか}が客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的^{もくてき}に照らしてやむを得ない場合である。機構^{きこう}においては、正当な理由^{せいとう りゅう}に相当するか否かについて、^{いな}具体的な検討^{ぐたいてき けんとう}をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法^{ほう}の趣旨^{しゆし}を損なうことなく、個別^{こべつ じあん}の事案ごとに、^{しょうがいしゃおよ だいさんしゃ けんり}障害者及び第三者の権利^{けんり}利益^{りえき}（例：安全^{れい あんぜん}の確保^{かくほ}、財産^{ざいさん}の保全^{ほぜん}、損害^{そんがいはつせい}発生^{ぼうしとう}の防止^{きこう}等）、機構^{じむまた}の事務^{じぎょう}又は事業^{もくてき}の目的^{もくてき}・内容^{ないよう}・機能^{きのう}の維持^{いじとう}等の観点^{かんてん}に鑑^{かんが}み、^{ぐたいてきぼめん じょうきょう おう}具体的場面^{そうごうてき}や状況^{きやくかんてき}に応じて総合的^{そうごうてき}・客観的^{きやくかんてき}に判断^{はんだん}することが必要^{ひつよう}である。

役職員^{やくしよくいん}は、正当な理由^{せいとう りゅう}があると判断^{はんだん}した場合には、^{ぼあい}障害者^{しょうがいしゃ}にその理由^{りゅう}を丁寧^{ていねい}に説明^{せつめい}し、理解^{りかい}を得^えるよう努^{つと}めることが望^{のぞ}ましい。その際^{さい}、役職員^{やくしよくいん}と障害者^{しょうがいしゃ}の双方^{そうほう}が、お互^{たが}いに相手^{あいて}の立場^{たちば}を尊重^{そんちよう}しながら相互理解^{そうごりかい}を図^{はか}ることが求め^{もと}られる。

第3 不当な差別的取扱いの例^{だい ふとう さべつてきとりあつか 례い}

正当な理由^{せいとう りゅう}がなく、不当な差別的取扱い^{ふとう さべつてきとりあつか}に該当^{がいとう}すると考^{かんが}えられる例^{례い}及び正当な理由^{りゅう}があるため、不当な差別的取扱い^{ふとう さべつてきとりあつか}に該当^{がいとう}しないと考^{かんが}えられる例^{례い}は以下のとおりである。なお、記載^{きさい}されている内容^{ないよう}はあくまでも例示^{れいじ}であり、これらの例^{례い}だけに限^{かぎ}られるものではないこと、正当な理由^{せいとう りゅう}に相当^{そうとう}するか否か^{いな}については、個別^{こべつ じあん}の事案ごとに、^{ぜんじゆつ かんてんとう}前述^ふの観点^{はんだん}等を踏^{ひつよう}まえて判断^{せいとう りゅう}することが必要^{ふとう}であること、正当な理由^{せいとう りゅう}があり不当な差^さ

べつてきとりあつか がいとう ばあい ごうりてきはいりよ ていきょう もと ばあい
別 的 取 扱 い に 該 当 し な い 場 合 で あ っ て も 、 合 理 的 配 慮 の 提 供 を 求 め ら れ る 場 合 に は

べつと けんとう ひつよう りゆうい
別 途 の 検 討 が 必 要 で あ る こ と に 留 意 す る 。

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが れい
(正 当 な 理 由 が な く 、 不 当 な 差 別 的 取 扱 い に 該 当 す る と 考 え ら れ る 例)

- しょうがい りゆう いちりつ まどぐちたいおう きよひ
障 害 が あ る こ と を 理 由 と し て 、 一 律 に 窓 口 対 応 を 拒 否 す る 。
- しょうがい りゆう いちりつ たいおう じゆんじよ あとまわ
障 害 が あ る こ と を 理 由 と し て 、 一 律 に 対 応 の 順 序 を 後 回 し に す る 。
- しょうがい りゆう いちりつ しょめん こうふ しりよう そうふ
障 害 が あ る こ と を 理 由 と し て 、 一 律 に 書 面 の 交 付 、 資 料 の 送 付 、 パ ン フ レ ッ ト の
ていきょうとう こば しりようとう かん ひつよう せつめい はぶ
提 供 等 を 拒 ん だ り 、 資 料 等 に 関 す る 必 要 な 説 明 を 省 い た り す る 。
- しょうがい りゆう いちりつ せつめいかい とう しゅつせき こばむ
障 害 が あ る こ と を 理 由 と し て 、 一 律 に 説 明 会 、 シ ン ポ ジ ウ ム 等 へ の 出 席 を 拒 む 。
- じむ じぎよう すいこうじよう とく ひつよう しょうがい りゆう らいほう
事 務 ・ 事 業 の 遂 行 上 、 特 に 必 要 で は な い に も か か わ ら ず 、 障 害 を 理 由 に 、 来 訪 の
さい つ そ しゃ どうこう もと じょうけん つ とく ししょう
際 に 付 き 添 い 者 の 同 行 を 求 め る な ど の 条 件 を 付 け た り 、 特 に 支 障 が な い に も か か わ
しょうがい りゆう つ そ しゃ どうこう こば
ら ず 、 障 害 を 理 由 に 付 き 添 い 者 の 同 行 を 拒 む 。
- しょうがい しゅるい ていど ていきょう ぼめん ほんにん だいさんしゃ あんぜんせい
障 害 の 種 類 や 程 度 、 サ ー ビ ス 提 供 の 場 面 に お け る 本 人 や 第 三 者 の 安 全 性 な ど に
こうりよ ぼくぜん あんぜんじよう もんだい りゆう しせつりよう きよひ
つ い て 考 慮 す る こ と な く 、 漠 然 と し た 安 全 上 の 問 題 を 理 由 に 施 設 利 用 を 拒 否 す る 。
- ぎょうむ すいこう ししょう しょうがいしゃ もの こと ばじょ
業 務 の 遂 行 に 支 障 が な い に も か か わ ら ず 、 障 害 者 で な い 者 と は 異 な る 場 所 で
たいおう おこな
の 対 応 を 行 う 。
- しょうがい りゆう しょうがいしゃ たい こと ぼづか せつきゃく たいど
障 害 が あ る こ と を 理 由 と し て 、 障 害 者 に 対 し て 、 言 葉 遣 い や 接 客 の 態 度 な
いちりつ せつぐう しつ さ
ど 一 律 に 接 遇 の 質 を 下 げ る 。

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが れい
(正 当 な 理 由 が あ る た め 、 不 当 な 差 別 的 取 扱 い に 該 当 し な い と 考 え ら れ る 例)

- じっしゅう ともな こうぎ じっしゅう ひつよう さぎよう すいこうじようぐたいてき きけん はつせい
実 習 を 伴 う 講 座 に お い て 、 実 習 に 必 要 な 作 業 の 遂 行 上 具 体 的 な 危 険 の 発 生

が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定する。（障害者本人の安全確保の観点）

○ 車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行う。（機構の損害発生防止の観点）

○ 手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認すること（障害者本人の損害発生防止の観点）

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（昭和26年条約第1号。以下「権利条約」という。）

第2条において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者との平等を基礎として

全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ

適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、

均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その

事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の

除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負

担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的

障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、

障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な

障壁と相対することによって生ずるもの（いわゆる「社会モデル」）との考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものとする。

2 合理的配慮は、機構の事務・事業の目的、内容及び機能に照らし、必要とされる

範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較におい

て同等の機会の提供を受けるためのものであること並びに事務・事業の目的、内容

及び機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当た

ってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏ま

え、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を

尊重しつつ「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替

措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な

範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障害者に

とっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と

職員が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要

である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、

当該機構として対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互

理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考

えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて

か 変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、

じょうたいとう はいりよ 状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性

であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮とは別

に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減

・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮

を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、

筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者

が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）

により伝えられるものをいう。

また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思表明

が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケー

ションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むものとする。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴

っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的

障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、

当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけ

るなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物

のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状況等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることは有効である。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

役職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

○ 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的、内容又は機能を損なうか否か）

- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的又は体制上の制約）
- 費用・負担の程度

第6 合理的配慮の例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様な個別性の高いものであるが、例としては、次のようなものがある。なお、記載した例はあくまでも例示であり、あらゆる事業者が必ず実施するものではないこと、記載されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）

- 段差がある場合には、車いす利用者のために携帯スロープを渡す。
- 車いす利用者のために可能な限り配架棚の低い所にパンフレットを配架し、又は配架棚の高い所に配架されたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩く又は前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞く。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。

○ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、役職員が書類を押さえる、バインダー等の固定器具を提供する等を行う。

○ 機構内で災害や事故が発生した際、避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

○ イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子ときは個室等に誘導する。

○ 視覚障害者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

(合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)

○ 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達などのコミュニケーション手段を用いる。

○ 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。

○ 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるように電子データ（テキスト形式）で提供する。

○ 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。

○ 駐車場などで通常、口頭で行う案内を紙にメモをして渡す。

○ 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。

○ 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩又は二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。

○ 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

○ 機構ホームページにおいて、各コンテンツを一般的な音声読み上げに対応する措置を行うなど視覚障害者に配慮した情報発信を行う。

○ 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

○ 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

○ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れ替える。

○ 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該

しょうがいしゃ じゅんばん く べつしつ せき ようい
障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合には、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。

- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

（合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例）

- 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持ち込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。

- イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。

○ 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう

対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話の

みで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレー

サービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。

○ 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリー

ンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合

に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由

で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

○ 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供

を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること

の観点)

○ 抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続きを

行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう

求められた場合に、当該対応を断ること(障害者でない者との比較において

同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点)

○ イベント当日に、視覚障害者から職員に対し、イベント会場内を付き添っ

てブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいな

いことから対応を断ること。(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)